

第3章 計画の基本的目標

第1節 計画の基本的な理念

本町では、平成18年度に「第7期総合計画」を策定し、まちづくりのメインテーマを「つどい合い ささえ合い そだて合う 自然豊かな町づくり」として、これまで各種施策を推進しております。

近年、本町では、人口減少や少子高齢化、核家族化の進行等により、子ども及びその家庭を取り巻く環境は様々な問題や課題を抱えています。

本計画では総合計画や「子育て応援プラン」等の基本理念を踏襲しつつ、新得町で生活を営むすべての子どもが健やかに成長することができる環境を創造することを目的に行われます。

また、家庭・地域などの変化を踏まえながら、子ども・子育て支援法などの子どもに関する法律の遵守をはじめ、教育・保育にかかる支援給付、子どもを養育している保護者などへの支援も合わせて行っていきます。

そのため、本計画の基本理念として、『育てよう新得の大地で 育てよう生き生きと 育てよう地域の力で』を掲げます。

第2節 基本的な目標

前計画「子育て応援プラン」の基本的な目標などを継承しつつ、基本理念のもと、次のような目標にて展開していきます。

1 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

子育て支援サービスの充実を図るとともに、これらを身近で利用しやすいものとするために、受け取りやすい形での情報提供や子育て中の保護者の交流や相談の場づくりを図り、子育て家庭のみならず地域全体で支え合う環境づくりを推進します。

2 母性・乳幼児等の健康の確保及び増進

母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、母親が安全に安心して子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じて一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基礎を築いていきます。

3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたち一人ひとりの個性と可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、教育・保育・学校等が連携し、子どもの成長段階に応じた教育内容、環境整備、学習環境の向上を図ります。

子どもの両親などの子育てに対する意識を向上し、家庭の子育て力の向上を図るとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域の子どもたちを地域の人たちで育てていける環境を推進していきます。

4 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

児童虐待の防止対策やひとり親家庭への自立促進、療育が必要な子ども及びその家庭に対しての充実した支援体制の整備を進めます。

意識の向上を図るとともに、関係機関のネットワークや地域全体が連携し、早期発見に努め、未然防止する体制整備もより一層推進します。

障がいのある子どもの状況に応じた必要な支援を図ります。

5 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが健やかに育つことのできる環境づくりを促進します。

子どもたちがのびのびとまちに出て遊び、また子育て家庭が安全安心して出かけられるよう、道路・公園等を整備するとともに、子育て世帯の利用に配慮した施設・設備への改善を図ります。

第3節 計画の施策体系

基本理念

基本目標

施策

「育てよう新得の大地で
育てよう生き生きと
育てよう地域の力で」

1 地域における
子育ての支援

- 1-1 保育サービスの充実
- 1-2 子育て支援サービスの充実
- 1-3 子育て支援ネットワーク
- 1-4 仕事と子育ての両立の推進
- 1-5 経済的支援の充実

2 母性・乳幼児
等の健康の確保
及び増進

- 2-1 子どもや母親の健康の確保
- 2-2 食育の推進
- 2-3 思春期保健対策の推進
- 2-4 小児医療の充実

3 子どもの健やかな
成長に資する教育環境
の整備

- 3-1 教育環境の整備
- 3-2 児童の健全育成
- 3-3 次代の親の育成
- 3-4 地域の教育力の向上

4 支援が必要な
児童への対応
などきめ細やかな
取組の推進

- 4-1 児童虐待の防止対策の推進
- 4-2 ひとり親家庭の支援
- 4-3 療育が必要な子どもへの支援

5 子育てを支援
する生活環境
の整備

- 5-1 子育てにやさしい町の環境の整備
- 5-2 安全な道路環境の整備
- 5-3 交通安全教育の推進
- 5-4 安全・安心なまちづくりの推進

第4章 教育・保育提供区域等の設定

第1節 教育・保育提供区域の考え方

(1) 提供区域とは

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

(2) 考え方

地域特性を踏まえた区域設定を、以下の条件を考慮して設定します。

項 目	内 容
目 的	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「実施しようとする提供体制の確保」を決定する単位としての区域設定
設定の際の条件	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案
具体的な区域のイメージ	小・中学校校区単位、町内会単位等地域の実情に応じて設定可能
区域の広さの考え方	保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域
区域設定	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定

※（子ども・子育て支援法第61条、基本指針（案）第三の二の1関係）

第2節 教育・保育提供区域の設定

(1) 新得町における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳児）	1区域	町内全域とする
2号認定（3～5歳児）	2区域	新得市街・新得農村地区・佐幌、上佐幌地区 で1区域 屈足市街・屈足農村地区・トムラウシ地区 で1区域 計2区域
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳児）		

※1号認定 → 満3歳以上で、教育を希望される場合（例：幼稚園、認定こども園）

2号認定 → 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合（例：保育所（園）、認定こども園）

3号認定 → 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合（例：保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業）

○設定理由

- ア) これまでの施策展開との観点から整合性があり、効率的な施設整備や事業の展開が図られる。
- イ) 区域内において発生した一過性の需要（一時的なニーズの増大など）に対して、2区域に分けて受け皿として確保、調整するなど柔軟な対応が可能である。
- ウ) トムラウシ地区から屈足・新得両市街への距離を勘案すると、容易に移動することが困難な地区であるため、移動及び地域の利用実態に応じた安定的な事業展開が期待できる。

(2) 新得町における地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

子ども・子育て支援事業計画の法定11事業についての区域設定となります。

(※事業内容については、第6章を参照)

11事業	提供区域	考 え 方
利用者支援事業	1区域	町全域を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
地域子育て支援拠点事業	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
妊婦健康検診	1区域	現在と同様に町内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	1区域	現在と同様に町内全域とする。
養育支援訪問事業	1区域	現在と同様に町内全域とする。
子育て短期支援事業	1区域	町全域を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。
ファミリーサポートセンター事業 (子育て援助活動支援事業)	1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、町内全域とする。
一時預かり事業	2区域	現在と同様、新得地区と屈足地区の2区域とする。 ※トムラウシ地区は屈足地域とする。
延長保育事業	2区域	現在と同様、新得地区と屈足地区の2区域とする。 ※トムラウシ地区は屈足地域とする。
病児・病後児保育事業	1区域	町全域を1つの区域として事業の実施内容を検討していきます。

1 1 事業	提供区域	考 え 方
放課後児童健全育成事業	2 区域	現在と同様、新得地区と屈足地区の2区域とする。

第5章 量の見込みと確保の内容

第1節 量の見込みの考え方

各年度における提供区域ごとの量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえて認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めます。

(1) 認定区分

保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づいて保育の必要性を認定したうえで施設型給付を支給する仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5 歳児	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に 幼稚園 認定こども園
2号認定	3～5 歳児	保育の必要性あり (保育認定)	主に 保育所 認定こども園
3号認定	0歳児 1. 2歳児	保育の必要性あり (保育認定)	主に 保育所 認定こども園 地域型保育事業

※施設型給付 = 保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われる。

第2節 提供体制と確保と実施時期

(1) 1号認定（3歳以上、新得幼稚園を利用希望）

■量の見込み

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	55	44	47	44	42
確保の内容	100	100	100	100	100
特定教育・保育施設	100	100	100	100	100
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園 = 自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。私立幼稚園が新制度の施設型給付を受けるかどうかは各私立幼稚園の判断に委ねることとなっています。

(2) 2号認定（3歳以上、新得保育所・屈足保育園を利用希望）

■量の見込み

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	90	94	100	94	89
幼児期の学校教育の利用希望が強い	3	4	4	4	3
上記以外	87	90	96	90	86
確保の内容	100	101	100	100	100
特定教育・保育施設	96	96	96	96	96
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	4	5	4	4	4
過不足	-10	-7	0	-6	-11

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(3) 3号認定（0歳児、新得保育所・屈足保育園を利用希望）

■量の見込み

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	14	14	14	14	14
確保の内容	14	14	14	14	14
特定教育・保育施設	14	14	14	14	14
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
過不足	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(4) 3号認定（1. 2歳児、新得保育所・屈足保育園を利用希望）

■量の見込み

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	51	50	54	50	50
確保の内容	51	50	54	50	50
特定教育・保育施設	50	50	50	50	50
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	1	0	4	0	0
過不足	0	0	0	0	0

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

(5) 2～3号認定計（新得保育所・屈足保育園を利用希望）

■量の見込み

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
必要利用定員総数	155	158	168	158	153
確保の内容	165	165	168	164	164
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	5	5	8	4	4
過不足	-10	-7	0	-6	-11

※必要利用定員総数 = 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

第3節 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国から示された基本指針等に沿って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(1) 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

対象事業	事業概要	対象児童年齢等
① 利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～就学前まで、 1～6年生まで
② 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター事業	0～5歳 (未就学児対象)
③ 妊婦健康診査	妊娠中の母親の健康状態や、お腹の赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診14回分を公費負担し、必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
④ 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳幼児がいる全ての家庭を保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業	0歳
⑤ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	要支援児童 特定妊婦 要保護児童
⑥ 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0～18歳
⑦ ファミリーサポートセンター事業	利用会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～就学前まで、 1～6年生まで
⑧ 一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～就学前まで (幼稚園)
	保育所その他の場所での一時預かり	0～就学前まで
⑨ 時間外・延長保育事業	8時間等を超えて保育を行う事業	0～就学前まで
⑩ 病児・病後時保育事業	病院、保育所等付設の専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業	0～就学前まで、 1～6年生まで
⑪ 放課後児童健全育成事業	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生 4～6年生

(2) 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

①利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

【新得町では、平成27年度から現在の情報提供・相談体制を継続しつつ検討を進めます。】

■量の見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談などの事業を展開するものです。

【新得町では、現状に引き続き「子どもセンターなかよし」で実施していきます。また、屈足保育園改築時に子育て支援室を設けるかどうかを検討します。】

■量の見込み

(単位：人/年回)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	250	237	232	228	225
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(1か所は「子どもセンターなかよし」)

③妊婦健康診査

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業

【新得町では、現状に引き続き実施していきます。】

■量の見込み

(単位：人/年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことにも繋がります。

【新得町では、現状に引き続き実施していきます。】

■量の見込み

(単位：人／年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	50	50	50	50	50
確保方策	50	50	50	50	50

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業

【新得町では、現状に引き続き実施していきます。】

■量の見込み

(単位：人／年)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

【新得町では現在未実施です。計画期間中の当事業の実施は見込まず、相談支援に努めていきます。】

■量の見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	-	-	-	-	-
確保方策	-	-	-	-	-

⑦ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を図る事業です。

【新得町では、平成25年8月より同事業を開始しましたので、引き続き実施していきます。】

■量の見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(1か所は「子どもセンターなかよし」)

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

(ア) 幼稚園における在園児対象型

【新得町では、「新得幼稚園」にて現状に引き続き実施していきます。】

■量の見込み

(単位：人/日)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計	33	33	33	33	33
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (1号認定見込み)	33	33	33	33	33
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2号認定見込み)	—	—	—	—	—
確保方策	33	33	33	33	33

(イ) 幼稚園における在園児対象型以外

【新得町では現在未実施です。計画期間中の当事業の実施は見込みません】

■量の見込み

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計	2	2	2	2	2
確保方策	—	—	—	—	—
保育園の一時預かり (在園児対象型以外)	2	2	2	2	2
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	—	—	—	—	—

⑨時間外・延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超えて実施する事業です。

【新得町では、現状に引き続き「新得保育所」・「屈足保育園」で実施していきます。】

■量の見込み

(単位：人／日)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	53	53	54	52	50
確保方策	53	53	54	52	50

⑩病児・病後児保育事業

0歳から小学6年生の児童が発熱等で急に病気になった場合や、回復しつつある児童等を、病院・保育所等に付設された専用スペースにて、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室などで看護師等が緊急的な対応を行う事業です。

【新得町では平成25年8月より「ファミリーサポート事業」の中で、病後児保育は実施しており、今後も展開していきます。病児保育を、本計画期間中に町内保育所等で実施することを検討します。】

■量の見込み

(単位：人／日)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2
病時保育事業	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）	1	1	1	1	1

⑪放課後児童健全育成事業

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを中心とする健全育成活動を行う事業です。

【新得町では、現状に引き続き「なかよし放課後児童クラブ」・「かしわ放課後児童クラブ」にて実施していきます】

(単位：人／日)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
低学年	量の見込み	57	58	60	61	63
	確保方策	57	58	60	61	63
高学年	量の見込み	51	51	47	51	52
	確保方策	51	51	47	51	52

第4節 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について） の検討

教育・保育の一体的な提供の推進において、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的に捉えた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第1に考え、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園や保育所等が認定こども園へ移行する際や新設される際の受け入れ体制づくりを検討します。

（1）認定こども園の特徴

- ・就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- ・地域の子育て支援を行う機能も併せ持つ。
- ・保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ・保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。
- ・0～5歳児までの異年齢の子どもたちが一緒に育つ。

（2）認定こども園の取り扱いについて

①幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 一人ひとりの存在を受け止め、この時期の子どもにふさわしい生活の場を援助し、子どもの最善の利益を保証する保育を行う。

②小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校との連携はもとより、他地域及び近隣の教育・保育施設との連携を図る。

第5節 教育・保育施設の質の向上

教育・保育施設は、いずれも就学前の子どもを教育・保育する場であることから、就学前の子どもの育ちを同じように保障し、人として生きる力の基礎が培われるようにすることが大切であります。

そして、小学校における生活や学習等への移行を円滑にし、発達や学び、生活の連続性を確保し、総合的な指導の流れを一貫したものにすることが重要であります。

このことから、教育・保育施設の職員は、子どもの実態把握や指導などにおいて専門性や経験は極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図り質の向上に繋げていくことが必要です。

(1) 職員配置の充実

(2) 職員の資質向上に向けた研修等の充実を図る

第6節 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保 育休取得普及に向けた施策

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設・地域型保育事業を利用できるように、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に各種事業を展開していきます。

合わせて、町内企業に対し、育休取得への関心を持ってもらうような情報を発信して理解を進めていきます。

第7節 子どもに関する専門的知識及び技術を要する支援に関する道 との連携

本町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児、生活困窮・養育困難な家庭などに対し、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、道の施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。